

## 認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業の実施について

## 1 主旨

新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向けた新たな取り組みとして、令和5年12月19日子ども・若者施策推進特別委員会及び20日文教常任委員会において報告した、「認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業」について、こども家庭庁との協議内容や学識経験者、担い手となる区内私立認可保育所等の意見を踏まえ、令和7年4月より本事業を実施することとしたので報告する。

## 2 事業の実施に向けた検討経緯

## (1) 国による放課後児童対策について

国では、放課後児童クラブの待機児童数が依然として1.6万人存在していることから、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を喫緊の課題と捉え、放課後児童対策の一層の強化を図るため、「放課後児童対策パッケージ」を令和5年12月25日付けで発出した。その中で、放課後児童クラブを開設する場の確保として、区が協議を行ってきた保育所等の積極的な活用にも触れられている。

## (2) 区内の私立認可保育所等への調査

本事業を実施するにあたり、私立保育園長会において取り組み内容を説明するとともに、アンケートを実施し、事業に関する意見や公募に向けた意向調査も実施した。

集計結果からは、本事業の意義や期待される効果に関して賛同する意見を数多くいただき、事業実施を希望・検討する園があることが確認できた。

一方で、余裕スペースや人員の確保について課題をあげる事業者も多く、「使用していたスペースが使えなくなることによって、保育の質に影響を及ぼすのではないか」、「経験豊富な放課後児童支援員の確保ができるか不安である」などの回答があった。

なお、事業の詳細について確認をしたいという意見も多かったため、今後は公募に向けて、事業者への説明を丁寧に実施していく。

## 【参考】アンケート結果について

(アンケート回収率 配付数：208、回答数：83、回収率：39.9%)

※令和6年1月31日現在

本事業の実施について	前向きに検討	検討中	応募しない
	21 (25.3%)	26 (31.3%)	36 (43.4%)

保育所等内での児童の預かり実績について	あり	なし	未回答
	39 (47.0%)	43 (51.8%)	1 (1.2%)

提案型整備の 実施について	実施したい・前向きに検討・興味がある	実施しない	未回答
	65 (78.3%)	16 (19.3%)	2 (2.4%)

### 3 事業概要

以下の内容により、令和7年4月からの事業実施に向けた準備を進める。

(1)	位置づけ	児童福祉法上の放課後児童健全育成事業
(2)	対象児童	小学校1年生を対象とし、大規模校に在籍する児童を優先する。選考基準は実施する事業者において決定する。
(3)	定員	10名以上
(4)	開設時間	新BOP学童クラブに準ずる。ただし、それを超える開所時間とする提案を否定するものではない。
(5)	利用料	5,000円/月/人 ※新BOP学童クラブや民設民営放課後児童クラブと同額
(6)	実施場所	施設内の余裕スペース（使用していない一時保育室やランチルーム、ホール等において、区画できる学童の専用スペース（面積1.65㎡/人）を確保できること。）
(7)	職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業責任者を配置すること。（園長との兼務は不可とする。）</li> <li>・ 2名以上の放課後児童支援員を配置し、うち一人は常勤職員とすること。また、配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること。</li> </ul>
(8)	引率	民設民営放課後児童クラブと同様に、小学校から施設までの引率を必須とする。
(9)	開設時期	原則として4月に開設する。
(10)	実施方法	区内私立認可保育所等を対象とする公募を実施する。運営事業者・実施園の選定にあたっては、「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」等を理解し、実施園の保育の質を下げずに運営できることを確認する選定委員会による審査を経て決定する。
(11)	募集地域	募集要項（提案型）で公表している整備優先度マップに準ずる。 ※大規模化している新BOP学童クラブの小学校を中心とした半径約800m圏内
(12)	募集数	令和7年4月の開所に向けては、総定員数40名程度（4施設前後）を見込む。令和8年度以降の開設数については事業の実施状況等を踏まえ検討を行い、整備計画に反映させる。
(13)	応募要件	区内で5歳児までの保育・教育を行う認可保育所、又は児童福祉施設として法的に位置づけられる認定こども園（幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園）のいずれかを3年以上運営していること。
(14)	選定委員会	5名体制（外部委員3名、内部委員2名）
(15)	運営費等	現在の民設民営放課後児童クラブの補助制度と同等とするが、賃料や大規模な改修費等の補助については対象外とする。

(参考) 整備・運営に際して想定される歳出額

(単位：千円)

定員	10名(1支援)	20名(1支援)	40名(1支援)	80名(2支援)
整備費 (特財)	3,500 (2,333)	3,500 (2,333)	15,752 (13,400)	18,600 (13,900)
運営費 (特財)	13,987 (6,540)	17,617 (7,768)	51,980 (25,510)	85,976 (42,236)

※今後、国や都の補助要綱の改正により、想定補助金額が変更となることがある。

#### 4 今後について

##### (1) 令和7年度以降の事業展開について

令和7年4月からの実施園における運営状況を確認していき、好事例を共有しながら事業の展開を図っていく。本事業の整備数については、提案型の民設民営放課後児童クラブの整備状況を踏まえつつ、今後検討を進めていく。また、本事業を推進していくにあたり、余裕スペースや人員確保等の課題の解消・改善に向けて、引き続き国や都と協議を進めながら、別途対応策の検討を行う。

##### (2) スケジュール (予定)

令和6年4月～ 募集要項の公表

7月頃 事業者決定

令和7年4月 事業開始